破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束806番地
清算株式会社　鳥取東伯ミート株式会社
代表清算人　戸田　　勲
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１２号
沖縄県那覇市銘苅３丁目１番31号
清算株式会社　株式会社ターミナルブルーレーベル
代表清算人　新山　勝己
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４１号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社君津ロックウール
１　決定年月日　令和８年１月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００４号
福岡市博多区築港本町５番６号
清算株式会社　株式会社はかたカネ又
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号
佐賀市大和町大字久池井886番地１
清算株式会社　株式会社アクセス
代表清算人　前野　正博
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　株式会社十八親和銀行
債権額105,541,405円（元本部分）
②　株式会社日本政策金融公庫
債権額7,249,116円（元本部分）
③　独立行政法人福祉医療機構
債権額13,514,742円（元本部分）
④　佐賀県信用保証協会
債権額38,737,399円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所

令和７年（ヒ）第５号
東京都大田区田園調布５丁目53番16号
清算株式会社　石丸商店株式会社
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　東京信用保証協会
債権額15,685,283円（元本部分）
②　株式会社みずほ銀行
債権額41,433,905円（元本部分）
③　株式会社石丸商店
債権額86,795,177円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲に遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所

令和７年（ヒ）第４号
佐賀市唐人１丁目５番43号
清算株式会社　株式会社石丸商店
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　次の協定を認可する。
１　協定債権の免除
下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
記
①　佐賀県信用保証協会
債権額115,667,632円（元本部分）
②　佐賀信用金庫
債権額180,790,172円（元本部分）
③　株式会社商工組合中央金庫
債権額38,008,298円（元本部分）
④　石丸商店株式会社
債権額72,204,168円（元本部分）
２　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲に遡って失われるものとする。
佐賀地方裁判所